

四街道市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）解説

（目的）

第1条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

【概要】

本条は、この条例の制定目的及び内容を示しています。

市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本理念を定め、市、歯科医師、教育関係者、保健医療福祉関係者、市民等が、それぞれの責務又は役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与しようとするものです。

（基本理念）

第2条 歯と口腔の健康づくりは、生涯を通じた心身の健康にとって重要であることを市民一人一人が十分理解し、幼少期の健やかな成長、青壮年期の健全な生活、高齢期の生活の質の向上に向けて、歯の健康及び口腔機能の保持増進に取り組むことを促進するとともに、生涯を通じて歯と口腔にかかる適切なサービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念とする。

【概要】

本条は、歯と口腔の健康づくりを推進するための基本的な考え方を示したものです。

元来、個人による健康の実現は、個人が主体的に取り組むべきものですが、そのためには社会全体として、各個人の主体的な健康づくりを支援する環境整備も必要になります。

どのライフステージにおいても、市民が日常生活の中で、自ら意識して歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること、その取り組みを支える環境整備を推進することをふたつの柱とします。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【概要】

本条は、歯と口腔の健康づくりを推進するにあたり市の責務を定めたものです。

国においては、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法第95号）が平成23年8月10日から施行されており、同法第3条第2項には、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施することが地方公共団体の責務として規定されています。

県においては、千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例（平成22年千葉県条例第24号、改正・平成27年3月20日条例第27号）第4条において、県が歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し及び実施するに当たっては、市との連携協力及び調整に努めなければならないことが規定されています。

このことを踏まえ、四街道市として、国及び県と連携を図りつつ、歯と口腔の健康づくり推進に関する施策を、保健、医療、福祉、教育、産業、その他の関連分野と連携し、総合的かつ計画的に実施することとします。

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【概要】

本条は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に係る保健分野及び医療分野のいずれにおいても、歯科医師等の果たす役割が重要であることから、歯科医師等について、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策への協力を責務として定めたものです。

(関係者の役割)

第5条 保健、医療、福祉、教育関係者及び事業者は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

【概要】

本条は、歯と口腔の健康づくりを推進するに当たり、保健、医療、福祉、教育関係者及び労働者の健康を担う事業者などの職域の役割について、各々の立場での取り組みはもとより、他者との連携協力により、一層効果的な業務の展開を図ろうとするものです。

(市民の役割)

第6条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

【概要】

本条は、歯と口腔の健康づくりが、全身の健康づくりにも関係することから、市民が歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うよう自ら努めることを、市民の役割として定めたものです。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1)歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2)歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3)歯と口腔の健康づくりに関して市が構すべき施策
- (4)前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項

【概要】

本条は、市が歯と口腔の健康づくりを推進するため、「歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画」を策定し、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりの推進の着実な実現に向けて、長期的展望に立ち、総合的かつ計画的に取り組むことを定めたものです。

本市においては、本条例に先行して平成30年3月に策定した「第2次健康よっかいどう21プラン」の中で「健康増進計画」「自殺対策計画」と並び「歯科口腔保健推進計画」として位置付けています。

(基本施策)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に関すること。
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関わる者との連携体制の構築に関すること。
- (3) 母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 障害のある者、介護を必要とする者等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 災害発生時における歯科口腔保健に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。

【概要】

本条は、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを推進するための、基本的な施策について定めたものです。

第1号は、歯と口腔の健康づくりは、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、日常生活における歯科疾患の予防に向けた取り組みが口腔の健康保持にきわめて有効であることから、その知識や取り組みの普及啓発を推進しようとするものです。

第2号は、関係者・団体間等の連携体制を構築し、施策上の協力や歯と口腔の健康づくりに資する情報を共有し共に資質の向上を図っていくなど、歯と口腔の健康づくりを円滑に推進していく体制の構築を図ろうとするものです。

第3号は、子どもから高齢者に至るまで、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについて、それぞれのライフステージにおける現状や課題を踏まえた効果的な取り組みを推進しようとするものです。

第4号は、障害のある者、介護を必要とする高齢者等においても口腔機能の維持・改善が、全身の健康の保持増進や個人の尊厳を確保するうえで重要であることから、必要な施策の推進を図るものです。

第5号は、災害発生時において、避難生活での感染症予防や健康の保持に歯科口腔保健の視点が重要であることから、その施策の推進を図るものです。

第6号は、本条第1号から第5号までに例示した基本的施策以外に必要な施策を行う場合を想定し、定めたものです。

(財政上の措置)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【概要】

本条は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、長期的、継続的に行われることが求められるため、これに要する財政上の措置を講ずる努力義務を定めたものです。ただし、本条により、直ちに直接的な措置を伴うものではなく、具体的な事業にかかる予算措置については、その必要性、妥当性、効率性などについて、国内の歯科保健の普及状況と社会保障費の関係を十分に念頭に置きながら検討した上で、市の財政状況を踏まえつつそれぞれの事業ごとに決定されることとなります。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【概要】

本条は、この条例に定める事項のほかに、条例施行に関し必要な事項がある場合は、市長が別に例規等を定めるとしたものです。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。